

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第124号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第28条第3項中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。

第29条第2項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げる建築設備 9月末日（省令第6条第1項の規定に基づき国土交通大臣が定める検査の項目にあっては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる時期）

ア 当該建築設備の設置後初めて報告する場合 当該建築設備について、法第7条第5項又は第7条の2第5項（それぞれ法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日から起算して4年を経過する日までの期間内の9月末日（当該検査済証の交付の直後の9月末日を除く。）のいずれか

イ その他の場合 前回の報告をした日が属する年の10月1日から起算して3年を経過する日までの期間内の9月末日のいずれか

第29条第3項中「第6条第3項」を「第6条第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（都市計画局建築指導部建築審査課）